

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間連携によるオープンイノベーションを推進し、IT開発力とグローバルネットワークを活かした新たな価値の創出を目指します。
- b. 国内外の人材や企業とのデジタルマッチングを強化し、多様な協業機会の創出を図ります。多言語・多文化に対応可能な人材ネットワークを活かし、専門性と多様性を兼ね備えた人材交流を推進します。
- c. AIやクラウドの活用、外国人IT人材の育成・活用支援を通じて、取引先や地域のDX推進を実現します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

取引条件の決定にあたっては取引先との対話を重視し、適正な価格転嫁や負担の偏りが生じないよう配慮します。あわせて、継続的な協業関係を通じて相互に成長できる取引環境の実現に努めます。

2026年1月15日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社S H I P

企 業 名

代表取締役 家長真大

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。